



平成27年 9月25日

各 位

会社名 株式会社大盛工業  
代表者名 代表取締役社長 関 忠 夫  
(コード番号1844 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 佐藤 幸子  
(TEL. 03-3627-3221)

株式会社併合及び定款の一部変更に関するお知らせ  
(株式会社併合に係る変更、監査等委員会設置会社 への移行に係る変更)

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年10月27日開催予定の当社第49回定時株主総会に、株式会社併合及び定款一部変更（株式会社併合に係る変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更）に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式会社併合

(1) 併合の目的

当社株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下を招きやすい状況にあるため、一般投資家の皆様への影響が大きく、また、証券取引所が望ましいとしている投資単位の基準（1単元当たり5万円以上50万円未満）の範囲を大幅に下回っております。この様な理由から10株を1株に併合し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整し、かつ発行済株式数の適正化により、今後も、配当を継続して行うことを目的としております。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成28年2月1日（月）を以って、平成28年1月31日（日）（実質上は、平成28年1月29日（金））の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 27 年 8 月 31 日現在）	143,927,498 株
株式併合により減少する株式数	129,534,749 株
株式併合後の発行済株式総数	14,392,749 株

なお、株式併合前の発行済株式総数は、新株予約権の行使により変動する可能性があります。

④ 効力発生日における発行可能株式総数 50,555,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済み株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

「効力発生日における発行可能株式総数」は、上記「株式併合後の発行済株式総数」の 4 倍以内の数とするものです。

(3) 一株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。また、単元未満株式の買増制度により、単元未満株式を、単元株にすることも可能です。

(4) 併合の条件

平成 27 年 10 月 27 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会において、第 3 号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更（株式併合に係る変更）

(1) 変更の理由

当社株式の投資単位の適正化を図るため、上記「1. 株式併合（2）併合の内容」に記載した株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元未満株式の買増制度を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、当該変更は、平成 27 年 10 月 27 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会において第 3 号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、当該議案の決議に基づく株式併合の効力発生日である平成 28 年 2 月 1 日（月）を以って効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億555万株</u>とし、当社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ<u>3億株</u>、<u>277万5千株</u>及び<u>277万5千株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5千万555千株</u>とし、当社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ<u>5千万株</u>、<u>27万7,500株</u>及び<u>27万7,500株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条 当社の株主は、株式取扱</u> <u>規程に定めるところにより、そ</u> <u>の有する単元未満株式の数と併</u> <u>せて単元株式数となる株式を売</u> <u>り渡すことを請求することがで</u> <u>きる。</u></p>

### 3. 定款の一部変更 (監査等委員会設置会社への移行に係る変更)

#### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、議決権を有する監査等委員である取締役(過半数は社外取締役)を置くことで、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。

また、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、当該変更は、平成 27 年 10 月 27 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会において、第 4 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (取締役の員数) 第 27 条 当社の取締役は、10 名以内とする。  (新設)  (取締役の選任及び解任) 第 28 条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。  2. (記載省略) 3. (記載省略) (取締役の任期) 第 30 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (新設)  <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役の報酬等) 第 34 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議を以てこれを定める。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削除) (取締役の員数) 第 28 条 当社の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) は、10 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u> (取締役の選任及び解任) 第 29 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任及び解任する。</u>  2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第 31 条 取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役の報酬等) 第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議を以てこれを定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第35条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第40条 (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第41条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第42条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第43条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第36条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第44条 監査役会は、その決議を以て常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第45条 監査役の報酬等は、株主総会の決議を以てこれを定める。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第46条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第43条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>2. 監査等委員の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>第47条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>第44条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>第48条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第45条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第49条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、任務怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p>
	<p>第1条 (効力の発生日)</p>
	<p>1. 第9条第4号及び第10条の新設並びにこれらの新設に伴う条数の繰り下げは、平成28年2月1日に効力が発生するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>2. <u>現行定款第13条、第14条及び第15条において引用される第51条及び第52条の繰り下げは、前項の効力発生日に発生するものとする。</u></p> <p>3. <u>本附則は、前項に定める定款変更の効力発生後これを削除する。</u></p> <p><u>第2条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1. <u>当社は、第49回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第49回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第49条第2項の定めるところによる。</u></p>

4. 日程

取締役会決議日	平成 27 年 9 月 25 日（金）
定時株主総会開催日	平成 27 年 10 月 27 日（火）
定款変更（株式併合を除く）の効力発生日	平成 27 年 10 月 27 日（火）
株式併合公告	平成 28 年 1 月 8 日（金）
株式併合の効力発生日	平成 28 年 2 月 1 日（月）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 1 日（月）

以上

## (ご参考) 株式併合に関する Q&A

### Q1 株式併合とはどのようなことですか。

A1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。  
今回当社では 10 株を 1 株にすることを予定しております。

### Q2 どうして株式併合するのですか。

A2 当社株価は、1 円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下を招きやすい状況にあるため、一般投資家の皆様への影響が大きく、また、証券取引所が望ましいとしている投資単位の基準（1 单元当たり 5 万円以上 50 万円未満）の範囲を大幅に下回っております。この様な理由から 10 株を 1 株に併合し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整し、かつ発行済株式数の適正化により、今後も配当を継続して行うことを目的としております。

### Q3 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 1 月 31 日（実質上は、平成 28 年 1 月 29 日）最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式	議決権	ご所有株式	議決権	1 株未満の端数株式
例 1	10,000 株	100 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,512 株	15 個	151 株	1 個	0.2 株
例 3	100 株	1 個	10 株	なし	なし
例 4	8 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記例 2、例 4 のような場合）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成 28 年 3 月中旬にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、单元未満株式の買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。



効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合は、株式併合によりご所有株式が 1 株未満の端数株式となり、株主の権利の一部を失うことになります。

(当社株主名簿管理人)

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

Q4 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有されている当社株式の資産価値が変わることはありません。それは、ご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 になりますが、1 株当たりの純資産額は 10 倍となるためです。

また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となることが予想されます。

Q5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A5 A3 にてご説明しておりますように、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度をご利用いただく場合は、具体的なお手続きが必要となります。

また、剰余金の処分に関連して、後日、当社株主名簿管理人より書類が送られますので、ご対応いただく場合があります。

Q6 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買増しができますか。

A6 併合後でも、単元未満株の買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または、当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A7 次のとおりの日程を予定しております。

平成 27 年 10 月 27 日 (火)	定時株主総会決議日
平成 28 年 1 月 8 日 (金)	株式併合公告日
平成 28 年 1 月 31 日 (日)	株式併合の基準日
平成 28 年 2 月 1 日 (月)	株式併合の効力発生日

以上